

# 東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書 (令和6年5月21日)の概要

～認可外保育施設で給食中に発生した誤嚥による死亡事故について～

## 1 検証委員会の概要と検証経過

- 平成28年5月、「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」を設置
- 令和5年3月、本事例にかかる検証を開始。関係者のヒアリングや保護者からの情報をもとに課題や問題点を議論
- 令和6年5月21日、委員会から検証結果・提言の報告、報告書の公表

### 検証委員会メンバー（◎委員長、○副委員長）

学識 経験者	◎汐見 稔幸	一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事 東京大学名誉教授 白梅学園大学名誉学長
	○山本 真実	東洋英和女学院大学 人間科学部教授
医師	秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長
弁護士	朝比奈 和茂	弁護士
教育・ 保育関係者	折井 誠司	東京都社会福祉協議会保育部会副部長
	和田 万希子	東京都国立幼稚園・こども園長会会長
管理栄養士	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部 健康栄養学科教授

## 2 検証事案の概要

- 令和4年11月29日（火）の昼間、多摩地域に所在する認可外保育施設において、給食中、りんごを食べていた1歳5か月（0歳児クラス）の女児が、眠そうな様子だったため、保育士が当該児を立たせ、口に指を入れてりんごをかき出したところ、泣いた後にぐったりとしたので、救命処置を行いながら、救急を要請し、意識不明のまま病院に搬送されたが、入院治療中に死亡した、と報告されている事例

## 3 明らかになった問題点や課題

- 心臓マッサージなど、行われた処置の検証は困難であるが、主任保育士と看護師が事故発生後に行った処置では、結果的に、誤嚥した疑いのあるりんごを除去できず、児童の死亡につながったこと。
- 食事中に児童に眠くなる様子が見られ、口の中に食物が残っていた場合の対応や、児童を驚かせてしまうと、息を吸い込み、食物が気道に詰まる危険があることを、保育従事職員向けにガイドライン等で具体的に示したものがなかったこと。
- 幼児食への移行に当たり、当該児の乳歯の発達状況の確認や、家庭の状況を聞き取った記録の共有が不十分なまま、判断されていたこと。
- 眠気のある児童に対して食事を提供するリスクの認識が不足し、児童が手を洗った後、眠気が覚めた様子を見て食事の提供を再開したこと。
- 事故前に起きた2つの誤嚥事例を通じて、誤嚥防止のための食事の介助について、職員による意見交換や保育内容の見直しが不足していたこと。

## 4 より良い保育の実現に向けた提言

### 検証委員会からの提言の主なポイント

#### 【救命処置について】

- 保育所等において、全ての職員が、誤嚥を起こした児童に対して適切な処置を行えるよう、都は、救命講習の受講を促進するとともに、誤嚥の発生を想定した実践的な研修や訓練の実施を支援すること。

#### 【食事の介助について】

- 都は、誤嚥が起こる仕組みや誤嚥のリスクの高い状況など、誤嚥を防止するための食事の介助をする際に注意すべきポイントを、保育従事職員に分かりやすく啓発すること。

#### 【幼児食への移行について】

- 都は、保育所等が幼児食への移行を適切に判断できるよう、発達状況の目安や誤嚥のリスクの高い食材の取扱い等、注意すべき点を指導すること。合わせて、乳幼児を育てている家庭に対しても、区市町村と連携し、誤嚥のリスクの高い食材等について周知を図ること。
- 都は、幼児食への移行に当たり、家庭の食事の状況を確認できるチェックシートを作成すること。また、そのチェックシートを活用して、職員が保護者から十分に家庭での状況を聴き取り、保護者とともに離乳食の移行状況を確認できる記録を作成し、定期的に関係職員に情報共有を図るとともに、児童の発達状況を踏まえて判断するよう、改めて保育所等に注意喚起すること。

#### 【眠気のある児童に対する食事の提供について】

- 都は、児童が食事提供中に眠気が生じた場合、誤嚥のリスクが高まることから、保育従事職員が無理に食べさせないなど適切な対応方法や誤嚥につながるリスクの高い行動について、改めて保育所等に注意喚起すること。
- 保育所等において、児童が食事中に眠くなった場合の対応や誤嚥防止のための適切な食事の介助に関するマニュアル等を作成できるよう、都は、国と連携して、有識者の意見を聴きながら、必要な情報提供を行うこと。

#### 【誤嚥防止のための注意喚起について】

- 都は、誤嚥事例の再発を防止するため、事業者自らによる園内の保育の振り返りや事故の原因となるリスクを取り除くための取組を促進すること。

#### 【事故防止の取組について】

- 都は、認可外保育施設においても、職員間の情報共有や意見交換が促進され、保育内容の見直しにつながるよう、外部研修の充実や研修等に参加しやすい環境整備を図ること。